

静岡市スポーツ広場条例の一部改正について

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額

利用区分			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
2 階	軽運 動室	収容人員30人	一般	1,230円	820円	820円	2,460円
			生徒等 及び70 歳以上 の者	870円	580円	580円	1,740円
	多目的室		一般	1,230円	820円	820円	2,460円
			生徒等 及び70 歳以上 の者	870円	580円	580円	1,740円
3 階	体 育 室	収容人員180人	一般	4,230円	2,820円	2,820円	8,460円
			生徒等 及び70	2,970円	1,980円	1,980円	5,940円

		歳以上の者				
軽運動室	収容人員40人	一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
多目的室		一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
和室1	収容人員10人		930円	620円	620円	1,860円
和室2	収容人員10人		930円	620円	620円	1,860円
個人利用	軽運動室(1人1回につき)	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
	体育室(1人1回につき)	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円

別表第2の1 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額の表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第2の3 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円

別表第2の3 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額の表備考中4を6とし、3を5とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第2の3 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額の表備考に次のように加える。

7 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市スポーツ広場条例別表第2の規定に基づく静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。